

定禅寺通再整備の設計内容等について意見交換を実施しました

本市では、公共空間を活用したにぎわいや交流の創出など公民連携による活性化の取り組みをより一層促進するため、「定禅寺通再整備方針」（令和5年3月策定）に基づき、事業を進めています。保存樹林であるケヤキ並木を保全しつつ、人中心の空間づくりを目指しており、再整備における配慮事項を整理するために実施したケヤキの根系調査結果を踏まえ、道路・緑地の詳細設計を実施しています。

6月11日（火）に開催された定禅寺通街づくり協議会まちづくり部会では、根系調査の結果報告と、設計内容等について意見交換が行われ、ケヤキの保全に配慮することについて共通認識が得られました。また、デザイン性などに関するご意見をいただきました。

市では、まちづくり部会での意見を踏まえ、引き続き検討を進めてまいります。

※ケヤキ根系調査結果の詳細については、市HPをご確認ください。
https://www.city.sendai.jp/koen-kikaku/jozenji_douri_keyaki.html



▲6/11まちづくり部会の様子



◀ケヤキの根の状況を可視化した図

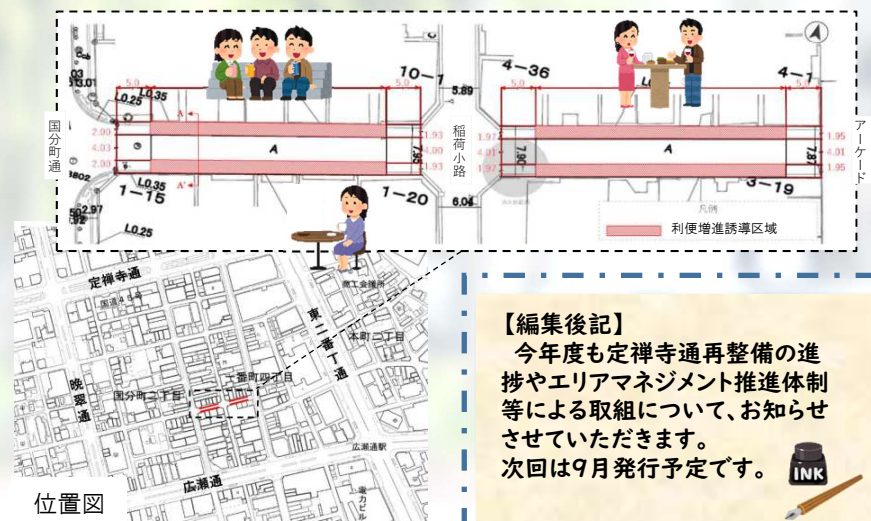
歩行者利便増進道路（ほこみち）の指定について

これまで稲荷小路・虎屋横丁においては、当該町内会を主体とした食のまちを満喫するテラス空間を設置する社会実験が繰り返し実施されてきました。この度、先行して指定されていた国分町2号線（稲荷小路）に加え、令和6年3月27日付で、市道虎屋横丁線もほこみちの指定を受けたことで、今後ますます安全安心な外飲み文化の拠点となり、通りのイメージチェンジや賑わいの創出を目的とした取組の推進が期待されます。

? 「ほこみち」とは…

ほこみち制度は、道路管理者が歩行者利便増進道路を指定し、その区域内に利便増進誘導区域を設定することで、その区域内では、道路占用制度の無余地性の基準※が緩和され、道路占用許可が柔軟に認められます。一般的には道路での設置が難しいテーブルやイスなどの設置が可能になることで、歩行者の滞留や沿道の賑わい創出、地域の活性化等につながることを期待されます。

※無余地性の基準：道路上に物件を設置することができるのは、道路区域外に物件を設置できる余地がなく、やむを得ない場合に限られるという基準



【編集後記】

今年度も定禅寺通再整備の進捗やエリアマネジメント推進体制等による取組について、お知らせさせていただきます。
 次回は9月発行予定です。



※定禅寺通の活性化に向けた取り組みを本格的に進めていくにあたり、定禅寺通周辺エリアのご関係者の皆様に進捗状況等について情報発信を行うため、ニュースレターをお届けしております。本紙がご不要の場合は、下記までご連絡ください。

お問い合わせ

担当：仙台市都市整備局 都心まちづくり課 公民連携係（定禅寺通担当）

TEL:022-214-1255 FAX:022-222-2448 MAIL:tos009225@city.sendai.jp